



第87期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月25日(火)午前10時

場所

名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階 イベントホール

【お知らせ】

- ・株主総会のライブ配信を実施いたします。詳細は5頁のご案内をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・書面またはインターネット等による事前の議決権行使を推奨いたします。
- ・株主総会会場にご来場の株主様への手土産のご用意はございません。



素晴らしい人間環境づくり

ニチハ株式会社

証券コード：7943

株 主 各 位

名古屋市港区汐止町12番地
(本社事務所 名古屋市中区錦二丁目18番19号)
三井住友銀行名古屋ビル)

ニチハ株式会社

代表取締役社長 吉岡成充

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/7943/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ニチハ）または証券コード（7943）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認ください。）

【当社ウェブサイト】
<https://www.nichiha.co.jp/ir/shareholder/>



なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1	日 時	2024年6月25日（火曜日）午前10時
2	場 所	名古屋市中区栄二丁目2番5号 電気文化会館5階 イベントホール
3	目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第87期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第87期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役8名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役2名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件</p>
4	議決権行使についてのご案内	3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会会場には、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面（交付書面）と同じものをご準備する予定でございます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、交付書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告
 - ・ 社の新株予約権等に関する事項
 - ・ 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要
 - ② 連結計算書類
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
 - ③ 計算書類
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表
- 電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載することによりお知らせいたします。
- 本株主総会の決議結果につきましては、前頁に記載の当社ウェブサイトに掲載いたします。なお、配当金についてのご連絡は、書面にてご送付いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月25日(火曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)
午後5時20分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

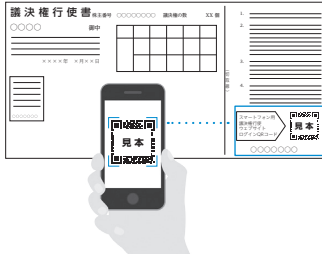
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

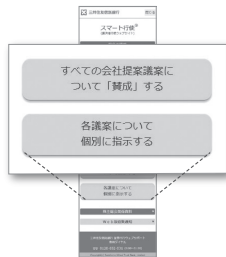
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

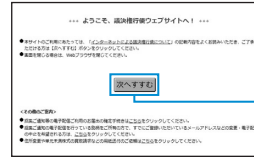
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

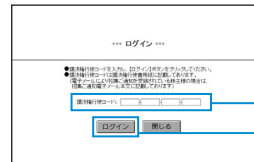
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

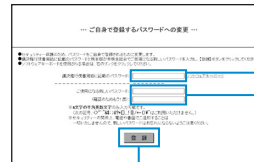
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会ライブ配信についてのご案内

本株主総会におきましては、効率的な情報提供等の観点から、会場へご来場されない株主様もインターネットを用いて議事進行の様子をご視聴いただけるよう、ライブ配信を実施いたします。

ライブ配信のご視聴を希望される株主様におかれましては、下記事項をご確認のうえご視聴くださいますようお願い申し上げます。

なお、会場にご来場の株主様のプライバシーに配慮し、可能な限り株主様の容姿が映らないように撮影を行いますが、やむを得ず映り込んでしまうことがあります。あらかじめご了承ください。

1. 株主総会ライブ配信について

株主様がIDとパスワードによる株主確認を経て、株主様専用のウェブサイトで株主総会のライブ中継動画を視聴することができるようになります。

ライブ配信の視聴は、会社法上の出席には当たりませんので、ライブ配信を視聴される株主様は議決権行使、動議の提出・採決、質問等を行うことはできません。

2. 配信日時

配信日時

2024年6月25日（火） 午前10時～株主総会終了時

※配信画面には、午前9時30分よりアクセス可能です。

3. 視聴の手続き

(1) ライブ配信を視聴される株主様は、IDとパスワードを次の視聴用ウェブサイト（株主様専用）で入力してください。ウェブサイトにはQRコードからもアクセス可能です。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

視聴用
ウェブサイト

<https://7943.ksoukai.jp>



ID

株主番号（議決権行使書用紙に記載のもの）（9桁の半角数字）
※議決権行使書を投函する前に、お手元にお控えください。

パスワード

郵便番号（株主様の2024年3月末日時点におけるご登録住所のもの）
（7桁の半角数字（ハイフンなし））

(2) ライブ配信を視聴される株主様は、事前に視聴用ウェブサイトログインし、ページ最下部の「視聴確認用動画を再生する」より問題なく視聴することができるかご確認をお願いいたします。視聴用ウェブサイトは6月3日に開設し、現在ご確認いただける状態となっております。

4. ご留意事項

- (1) ライブ配信を視聴することができるのは、当社株主名簿（2024年3月末日時点）に記録された1単元以上の株式を有する株主様ご本人のみといたします。前記「3. 視聴の手続き」に記載のIDとパスワードを第三者に伝えることを禁止いたします。
- (2) ライブ配信動画の撮影・録音・録画およびSNS等での公開は、禁止いたします。
- (3) ライブ配信の視聴に要する通信機器類の費用やインターネット接続料等の一切の費用は、株主様のご負担となります。あらかじめご了承ください。
- (4) 通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により、映像・音声の乱れや一時中断などが発生し、株主様がライブ配信を視聴できないことがあるほか、場合によってはライブ配信を中止せざるを得ないことがあります。また、これにより株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
- (5) 万一何らかの事情によりライブ配信を実施しない場合は、1頁に記載の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- (6) ライブ配信終了後の事後配信（オンデマンド配信）は行いません。

5. お問い合わせ先

ライブ配信に関して、ご不明な点がございましたら、専用のコールセンターまでお問い合わせください。

ライブ配信
コールセンター

03-6833-6293

受付時間 2024年6月25日（火） 午前9時～株主総会終了時

なお、インターネットへの接続方法やご利用のパソコン・スマートフォン等の機能、株主様側の環境等が原因と思われるトラブルに関するご質問には、ご回答いたしかねます。あらかじめご了承ください。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の経営環境等を勘案したうえ、当社グループの「剰余金の配当等の決定に関する基本方針」に基づき、株主の皆様へ安定した利益還元を行うため、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき57円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき114円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金57円
総額 2,020,019,181円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。

つきましては、経営体制の見直しを行い、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、「取締役候補の指名方針・手続き」（14頁参照）に基づき、取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名	候 補 者 属 性	現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況 (2023年度)
1	よし おか なる みつ 吉 岡 成 充	再任	代表取締役社長、社長執行役員	12/12回 100%
2	との い かず し 殿 井 一 史	再任	取締役専務執行役員 経営企画部・調達本部・財務部 ・環境室担当	12/12回 100%
3	こ じま かず ゆき 小 島 一 行	再任	取締役専務執行役員 人事部・システム統括部・品質 保証部・CS推進部・安全推進 室・性能評価センター担当	12/12回 100%
4	おか むね つぐ 岡 宗 次	再任	取締役常務執行役員 技術本部長、研究開発部担当	10/10回 100%
5	た じり なお き 田 尻 直 樹	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 100%
6	にし ひろ あき 西 浩 明	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 100%
7	おお たに かず こ 大 谷 和 子	再任 社外 独立 女性	社外取締役	10/10回 100%
8	の げ え み 野 下 え み	新任 社外 独立 女性	—	—

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所等の定めに基づき独立役員

女性

女性候補者

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任	よし おか なる みつ 吉 岡 成 充 (1963年9月14日生)	<p>1986年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行</p> <p>2015年4月 同行執行役員ソウル支店長、グローバルコア営業部長</p> <p>2017年4月 同行執行役員三井住友銀行（中国）有限公司社長、東アジア本部副本部長</p> <p>2018年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員東アジア本部長兼株式会社三井住友銀行常務執行役員東アジア本部長、グローバル・アドバイザリー部副担当、三井住友銀行（中国）有限公司会長</p> <p>2020年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員兼株式会社三井住友銀行常務執行役員</p> <p>2020年5月 当社顧問</p> <p>2020年6月 当社取締役副社長執行役員、社長補佐</p> <p>2021年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員（現任）</p>	7,400株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>吉岡成充氏は、会社経営や海外業務等に関わる長年の経験と高い見識を有しており、代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、当社グループの収益基盤の強化や企業価値の向上にその職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。</p>			
2 再任	との い かず し 殿 井 一 史 (1963年11月7日生)	<p>1986年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行</p> <p>2014年4月 同行本店営業第十部長</p> <p>2015年4月 当社顧問</p> <p>2015年10月 当社常務執行役員、社長補佐、調達本部担当</p> <p>2016年4月 当社常務執行役員、社長補佐、調達本部・財務部・総務部担当</p> <p>2016年6月 当社取締役常務執行役員、調達本部・財務部・総務部担当</p> <p>2018年4月 当社取締役専務執行役員、調達本部・財務部・総務部担当</p> <p>2018年11月 当社取締役専務執行役員、生産本部・調達本部・財務部・総務部担当</p> <p>2020年4月 当社取締役専務執行役員生産本部長、調達本部・財務部・総務部・環境室・安全推進室担当</p> <p>2022年4月 当社取締役専務執行役員経営企画部長、調達本部・財務部・環境室担当</p> <p>2024年4月 当社取締役専務執行役員、経営企画部・調達本部・財務部・環境室担当（現任）</p>	4,100株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>殿井一史氏は、主に当社グループの経営戦略の策定・遂行のほか、購買・物流部門の合理化や財務部門の業務改善などに、その職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4 再任	おか 岡 むね 宗 つぐ 次 (1968年1月27日生)	<p>1992年4月 日本セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社</p> <p>2010年4月 株式会社日本セラテック（現株式会社NTKセラテック）MMC事業部製造部長</p> <p>2014年4月 日本ファインセラミックス株式会社MMC事業部事業部長、製造部長</p> <p>2019年1月 当社技術本部副本部長</p> <p>2019年3月 当社生産本部副本部長</p> <p>2019年10月 当社執行役員生産本部副本部長、生産管理室長</p> <p>2020年10月 当社上席執行役員生産本部副本部長、生産管理室長</p> <p>2021年4月 当社上席執行役員生産本部副本部長、名古屋工場長、生産管理室長</p> <p>2021年10月 当社上席執行役員生産本部副本部長、名古屋工場長</p> <p>2022年10月 当社上席執行役員技術本部副本部長</p> <p>2023年6月 当社取締役上席執行役員技術本部長、研究開発部担当</p> <p>2024年4月 当社取締役常務執行役員技術本部長、研究開発部担当（現任）</p>	1,100株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>岡 宗次氏は、生産・開発・技術関係の各種業務に精通しており、生産部門における業務改善や合理化に尽力し、現在は技術部門における責任者として職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者となりました。</p>			
5 再任 社外 独立	た 田 じり 尻 なお 直 き 樹 (1949年3月10日生)	<p>1972年4月 住友金属鉱山株式会社入社</p> <p>2001年6月 同社経理部長</p> <p>2003年6月 同社執行役員経理部長</p> <p>2006年6月 同社常務執行役員経理部長</p> <p>2008年6月 同社取締役専務執行役員経営企画部長</p> <p>2010年6月 同社常任監査役</p> <p>2014年6月 同社顧問</p> <p>2015年6月 当社社外監査役</p> <p>2019年6月 当社社外取締役（現任）</p>	－株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>田尻直樹氏は、事業法人の経営者・監査役としての経験や経理部門における業務経験が豊富で高い見識を有しており、2019年6月から当社の社外取締役を務めております。引き続き、その豊富な経験と見識を活かして、特に企業経営の観点から経営に対する監督・助言等の役割を果たすとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的かつ中立的な立場で関与いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<p>6</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>にし ひろ あき 西 浩 明 (1960年8月8日生)</p>	<p>1983年10月 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1987年3月 公認会計士登録 1998年6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー 2012年7月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー株式会社（現デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社）パートナー 2015年4月 デロイトトーマツ合同会社パートナー 2020年5月 デロイトトーマツ合同会社およびデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社退職 2020年6月 西浩明公認会計士事務所（現西浩明公認会計士・税理士事務所）開設、所長就任（現任） 2020年6月 当社社外監査役 2021年6月 税理士登録 2021年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 西浩明公認会計士・税理士事務所所長</p> <p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 西浩明氏は、経営コンサルタントとしての経験や公認会計士としての専門的な知識が豊富で高い見識を有しており、2021年6月から当社の社外取締役を務めております。引き続き、その豊富な経験と見識を活かして、社外取締役として特に企業経営の観点から経営に対する監督・助言等の役割を果たすとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的かつ中立的な立場で関与いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。</p>	<p>一株</p>
<p>7</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p> <p>女性</p>	<p>おお たに かず こ 大 谷 和 子 (1964年1月9日生)</p>	<p>1987年4月 日本情報サービス株式会社（現株式会社日本総合研究所）入社 1996年4月 同社法務部長 2016年5月 同社執行役員法務部長（現任） 2023年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長 アジアパイルホールディングス株式会社社外取締役（2024年6月就任予定）</p> <p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 大谷和子氏は、事業法人の法務部長としての経験やIT・デジタルに関する知識が豊富で高い見識を有するとともに、企業経営にも精通しており、2023年6月から当社の社外取締役を務めております。引き続き、その豊富な経験と見識を活かして、社外取締役として特に企業経営の観点から経営に対する監督・助言等の役割を果たすとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的かつ中立的な立場で関与いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。</p>	<p>一株</p>

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	のげなみ 野下 えみ (1970年1月17日生)	1995年4月 検察官任官 2006年3月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2006年3月 ふじ合同法律事務所入所 2008年4月 ふじ合同法律事務所パートナー弁護士（現任） 2012年4月 東京労働局東京紛争調整委員 2017年4月 東京簡易裁判所調停委員（現任） 2018年6月 スルガ銀行株式会社社外監査役 2019年6月 同行社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年6月 一般社団法人日本循環器学会監事（現任） （重要な兼職の状況） ふじ合同法律事務所パートナー弁護士 東京簡易裁判所調停委員 スルガ銀行株式会社社外取締役（監査等委員） 一般社団法人日本循環器学会監事	一株
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">独立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">女性</div>	<p>（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要）</p> <p>野下えみ氏は、検察官および弁護士としての専門的な知識・経験が豊富で高い見識を有しております。その豊富な経験と高い見識を活かして、特に企業法務・コンプライアンス・リスクマネジメントの観点から経営に対する監督・助言等の役割を果たすとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的かつ中立的な立場で関与いただくことを期待し、新たに社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法に定める社外取締役の要件のほか、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立性基準を独立性判断基準としており、これに基づいて独立社外取締役候補者を選定しております。
3. 田尻直樹、西 浩明、大谷和子、野下えみの各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、田尻直樹、西 浩明、大谷和子の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、各氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、野下えみ氏の選任が承認可決された場合には、独立役員とする予定であります。
5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める額を限度とする趣旨の責任限定契約を田尻直樹、西 浩明、大谷和子の各氏との間で締結しており、各氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、野下えみ氏の選任が承認可決された場合には、同様の契約を新たに締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が役員として業務において行った行為（不作為を含む。）に起因して被る法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 田尻直樹、西 浩明、大谷和子の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ5年、3年、1年となります。

(ご参考)

取締役候補の指名方針・手続き

取締役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、以下のとおりです。

取締役候補の指名に関しては、下記の基準を勘案したうえで、代表取締役会長（代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長とする。）が提案する株主総会の取締役選任議案の原案について指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会に答申を行います。また、取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役候補者を決定いたします。

〈取締役候補の指名基準〉

- ① 中長期的な企業価値の向上に貢献できる能力を有していること
- ② 企業統治に関する知見を有していること
- ③ 取締役会の重要な役割・責務である監督責任を果たす知識・経験・能力を有していること
- ④ 社内出身の取締役候補については、当社グループの業務に関する知識・経験・実績を有するとともに、業務全般を把握して職務を遂行できるバランスと決断力を有していること
- ⑤ 社外取締役の候補については、会社法に定める社外取締役の要件を満たしていること。また、独立社外取締役の候補については、当社の独立性判断基準を満たしていること

取締役候補者の経験分野

取締役候補者の主な経験分野は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	取締役に求める主な経験分野								
		企業経営	製造・技術	研究開発・品質	営業	グローバル	財務・会計	法務	リスクマネジメント	IT・デジタル
1	吉岡成充	●			●	●	●	●	●	●
2	殿井一史	●	●		●		●	●	●	
3	小島一行	●	●	●	●	●				●
4	岡宗次	●	●	●						
5	田尻直樹	●				●	●			
6	西浩明	●				●	●		●	
7	大谷和子	●						●		●
8	野下えみ	●						●	●	

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役水野昭彦、杉浦勝美の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選定にあたっては、「監査役候補の指名方針・手続き」（17頁参照）に基づき、取締役会で決定しております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 新任	ふじ た ま し ば 藤田万之葉 (1959年8月8日生)	1982年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 2004年6月 同社投資企画部長 2005年4月 同社受託業務推進部長 2006年2月 同社受託資産企画部長 2008年5月 同社投資営業推進部長 2011年4月 同社執行役員投資営業推進部長 2011年5月 同社執行役員福岡支店長 2012年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員福岡支店長 2014年4月 住信SBIネット銀行株式会社代表取締役会長 2020年4月 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社監査役 2023年7月 当社参与（現任）	一株
<p>(監査役候補者とした理由)</p> <p>藤田万之葉氏は、主に金融機関における経営者を含む要職を歴任し、経営管理に高い見識を有しております。その豊富な経験と高い見識を活かして、適切に監査業務を遂行するとともに、経営監視の役割を果たすことができるものと判断し、新たに監査役候補者としました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	すぎうらかつみ 杉浦勝美 (1954年2月24日生)	<p>1976年4月 名古屋国税局入局 2006年7月 同局課税第一部機動課長 2007年7月 広島国税局厚狭税務署長 2008年7月 名古屋国税局名古屋東税務署長 2009年7月 同局総務部人事第一課長 2011年7月 同局津税務署長 2012年7月 同局総務部次長 2013年7月 同局調査部長 2014年7月 同局退職 2014年9月 税理士登録 杉浦勝美税理士事務所開設、所長就任（現任）</p> <p>2015年4月 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授（現任） 2015年6月 株式会社K V K 社外監査役（現任） 2016年6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 杉浦勝美税理士事務所所長 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授 株式会社K V K 社外監査役</p>	一株
<p>(社外監査役候補者とした理由) 杉浦勝美氏は、国税局において税務署長等を歴任し、税理士としての専門的な知識・経験も豊富で高い見識を有し、2016年6月から当社の社外監査役を務めております。引き続き、監査役として適任と判断し、社外監査役候補者としました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

再任 再任監査役候補者
新任 新任監査役候補者
社外 社外監査役候補者
独立 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法に定める社外監査役の要件のほか、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立性基準を独立性判断基準としており、これに基づいて独立社外監査役候補者を選定しております。
3. 杉浦勝美氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、杉浦勝美氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める額を限度とする趣旨の責任限定契約を杉浦勝美氏との間で締結しており、同氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が役員として業務において行った行為（不作為を含む。）に起因して被る法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 杉浦勝美氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

(ご参考)

監査役候補の指名方針・手続き

監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、以下のとおりです。

監査役候補の指名に関しては、下記の基準を勘案したうえで、代表取締役会長（代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長とする。）が提案し、監査役会で協議し同意を得たうえで、取締役会において監査役候補者を決定いたします。

〈監査役候補の指名基準〉

- ① 企業統治に関する知見を有していること
- ② 内部統制やコンプライアンスなどの観点から経営監視の責務を果たす能力を有していること
- ③ 財務および会計に関する相当程度の知見、または得意とする専門分野における知識・経験・能力を有していること
- ④ 社内出身の監査役候補については、当社グループの業務に精通し、高度の情報収集力を有していること
- ⑤ 社外監査役候補については、会社法に定める社外監査役の要件を満たしていること。また、独立社外監査役候補については、当社の独立性判断基準を満たしていること

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2012年6月26日開催の当社第75期定時株主総会において、年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給とおよび賞与は含まない。）としてご承認をいただき、今日に至っております。また、2008年6月25日開催の当社第71期定時株主総会において、当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を上記取締役の報酬額とは別枠で各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年間につき年額1億円以内とする旨、ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに基づく当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、これに代わるものとして、上記の取締役の報酬額とは別枠にて、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億600万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、業績等に連動する新たな評価制度の下、当社における対象取締役の貢献度等を総合的に勘案のうえ、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて取締役会にて決定することといたします。

なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認の内容と整合するよう、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について、20頁に記載の当該方針（2024年5月9日開催の取締役会の決議内容）のとおり、株式報酬に関する箇所を譲渡制限付株式による報酬の内容に変更いたします。加えて、本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、本議案の承認可決を条件として、以後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めに基づく新株予約権の発行は行いません。

なお、現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は8名（うち社外取締役4名）となり、対象取締役は4名となります。

記

【対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限】

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) クローバック条項・マルス条項

当社は、譲渡制限期間中および譲渡制限の解除後において、対象取締役が法令または社内規定等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合および重大な不正会計や巨額損失等を含む当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象取締役に割当てられた本割当株式または譲渡制限が解除された当社普通株式の全部または一部を無償取得する。また、当該株式が処分されている場合は、対象取締役に対して処分行為時における当該株式の価額に相当する金額の支払を請求することができる。

(6) その他の事項

本譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前 (2021年5月7日の取締役会決議)	変 更 後 (2024年5月9日の取締役会決議)
<p>ア. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針について</p> <p>取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、企業価値の持続的な向上を意識した経営を推進するため、月別定額報酬を基礎としつつ、各期における功労・業績等を勘案して定時株主総会後の一定の時期に賞与を支給するとともに、<u>業績向上の意欲</u>を高めるため株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）を採用し、8月の定時取締役会後の一定の時期に付与しております。</p> <p>また、報酬水準の妥当性および報酬決定プロセスの透明性確保の観点から、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。この指名・報酬諮問委員会は、取締役の</p>	<p>ア. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針について</p> <p>取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、企業価値の持続的な向上を意識した経営を推進するため、月別定額報酬を基礎としつつ、各期における業績評価等を勘案して定時株主総会後の一定の時期に賞与を支給するとともに、<u>株価上昇および企業価値向上への貢献意欲</u>を高めるため譲渡制限付株式（非金銭報酬）を採用し、<u>6月</u>の定時取締役会後の一定の時期に付与します。</p> <p>また、報酬水準の妥当性および報酬決定プロセスの透明性確保の観点から、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。この指名・報酬諮問委員会は、取締役の</p>

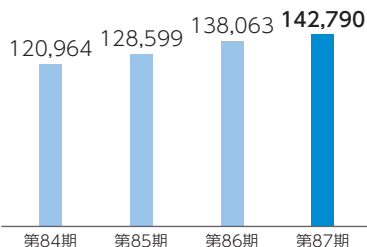
<p style="text-align: center;">変 更 前 (2021年5月7日の取締役会決議)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後 (2024年5月9日の取締役会決議)</p>
<p>個人別の報酬等の決定過程において取締役の報酬総額および部門間の業績評価を踏まえた報酬水準等について審議し、取締役会に対し答申を行います。</p> <p>各報酬等の割合については、他社の報酬水準等を参考にしつつ、各取締役の責任や当社の業績向上に向けたインセンティブとしての機能に鑑み、標準的な業績の場合で、月例定額報酬約55～75%、賞与約20～35%、株式報酬型ストックオプション約5～15%を目安に配分しております。ただし、賞与は各期の功労・業績等により変動し、また株式報酬型ストックオプションは株価の影響を受けるため、前記の各報酬等の割合は変動する可能性があります。</p> <p>なお、社外取締役はコーポレート・ガバナンスの要として経営監督等を行うため、月例定額報酬のみとしております。</p> <p>イ. 取締役の個人別の報酬等の算定方法について 取締役の月例定額報酬は、取締役・執行役員の役位および常勤・非常勤の別を基準としております。また、取締役の賞与は月例定額報酬を基準としつつ各期における功労・業績等を勘案して加減算し、取締役の株式報酬型ストックオプションは株価および役位等を基準としております。</p> <p>ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法について 取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会で決議された範囲内において、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役会からの授権を受けた代表取締役会長（代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長とする。）が各取締役の月例定額報酬および賞与の額を決定します。また、同様に取締役会が各取締役の株式報酬型ストックオプションの割当個数・割当日を決定しております。</p>	<p>個人別の報酬等の決定過程において取締役の報酬総額および部門間の業績評価を踏まえた報酬水準等について審議し、取締役会に対し答申を行います。</p> <p>各報酬等の割合については、他社の報酬水準等を参考にしつつ、各取締役の責任や当社の業績向上に向けたインセンティブとしての機能に鑑み、標準的な業績の場合で、月例定額報酬約55～63%、賞与約24～30%、譲渡制限付株式約12～15%を目安に配分します。なお、賞与および譲渡制限付株式は各期の業績評価等により変動するほか、譲渡制限付株式は時価の影響を受けるため、前記の各報酬等の割合は変動する可能性があります。</p> <p>なお、社外取締役はコーポレート・ガバナンスの要として経営監督等を行うため、月例定額報酬のみとしております。</p> <p>イ. 取締役の個人別の報酬等の算定方法について 取締役の月例定額報酬は、取締役・執行役員の役位および常勤・非常勤の別を基準としております。また、取締役の賞与は月例定額報酬を基準としつつ各期における業績評価等を勘案して加減算し、取締役の譲渡制限付株式は付与時に係る時価を踏まえ、業績評価等を勘案し加減算します。</p> <p>ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法について 取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会で決議された範囲内において、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役会からの授権を受けた代表取締役会長（代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長とする。）が各取締役の月例定額報酬および賞与の額を決定します。また、同様に取締役会が各取締役の譲渡制限付株式の割当株数・割当日を決定します。</p> <p>(注) 本議案の承認可決を条件として、株式報酬に関する箇所については、上記のとおり譲渡制限付株式による報酬の内容にいたします。</p>

以 上

連結決算ハイライト

売上高

(単位：百万円)

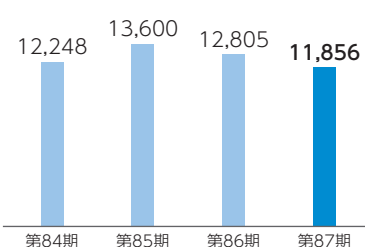


売上高

1,427億90百万円
前期比 3.4%増 ▲

経常利益

(単位：百万円)

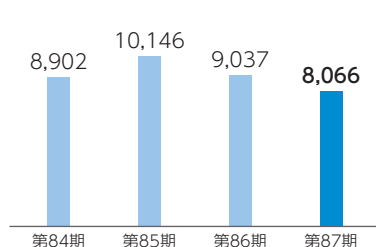


経常利益

118億56百万円
前期比 7.4%減 ▼

親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

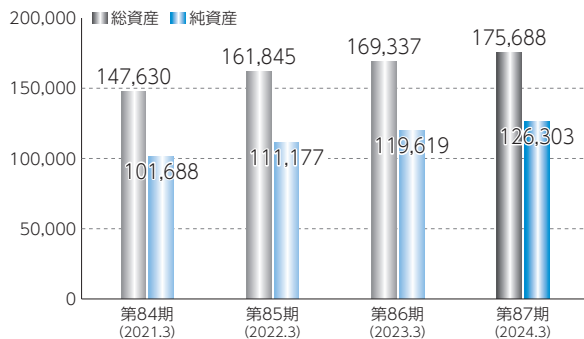


親会社株主に帰属する当期純利益

80億66百万円
前期比 10.7%減 ▼

総資産・純資産

(単位：百万円)

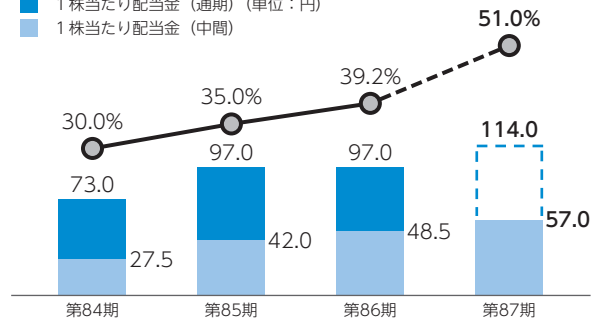


配当金の推移

○ 配当性向 (連結) (単位：%)

■ 1株当たり配当金 (通期) (単位：円)

■ 1株当たり配当金 (中間)



事業報告 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

【コーポレートスローガン・経営方針】

当社グループは、コーポレートスローガンである「素晴らしい人間環境づくり」のもと、3つの経営方針「1. お客さま本位の姿勢 2. 創意開発 3. 明るい風通しのよい職場づくり」に基づき、豊かで快適な社会の実現に向けて事業活動を行っております。

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、緩やかに回復しているものの、資材価格の高止まりや為替変動等が企業収益に影響を与える状況が続きました。

当社製品の主要マーケットである国内住宅市場におきましては、2023年度の新設住宅着工戸数は、主として戸建住宅が減少したことから、80万戸と前年度比7.0%の減少となりました。これに加え、平屋建の割合の上昇もあって、窯業系外装材の業界全体の国内販売数量は、前年度比7.9% (JIS規格対象外の12mm厚製品を含む基準) の減少となりました。

他方、海外主要マーケットである米国市場につきましては、住宅着工戸数は住宅価格の上昇や住宅ローン金利の高止まりを背景に一進一退の状況が続きました。また、米国の非住宅市場についても、年後半は金利高を受けて投資を控える動きが一部に出しております。

このような市場環境のもと、国内では、窯業系外装材事業が、住宅市況低迷の影響を受けたものの、シェアアップと価格改定効果の浸透により前期比増収となりました。また、米国の外装材事業も、住宅市況低迷の影響はありましたが、コマース事業の営業体制増強が奏功したことなどにより増収となりました。以上により、連結売上高は1,427億90百万円 (前期比3.4%増) となりました。

一方、損益につきましては、価格改定効果やエネルギー価格下落などの増益要因があったものの、資材価格の高止まりや固定費増、米国新工場の稼働低迷などによる減益影響を補えず、連結営業利益は102億5百万円 (前期比12.8%減)、連結経常利益は118億56百万円 (同7.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は80億66百万円 (同10.7%減) となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の当社グループにおける有形固定資産の設備投資総額は、45億28百万円となりました。その主なものは、当社における工場の既存設備の増強・合理化・保全等に伴う投資23億81百万円です。

(3) 資金調達の状況

当期は当社グループ全体で、設備投資資金の調達および長期安定資金の確保のため、26億96百万円の長期借入を行いました。

一方で長期借入金の約定返済が進んだことなどから、連結ベースの総借入金残高は、前期末比2億92百万円減少して148億41百万円となりました。

なお、当期においても新株式および社債発行等の資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、この度、2030年度をターゲットとする長期ビジョン ' Challenge Global to 2030 ' を策定いたしました。日本の住宅関連市場の縮小が避けられない中、事業の中心を国内住宅市場に加えて、国内非住宅市場および海外市場に拡大するとともに、「開発から調達、生産、営業、物流までのバリューチェーン、資本効率、リスク管理など、あらゆる面でGlobalに通用する」企業を目指してまいります。この中で、2030年度における数値目標を連結売上高1,850億円、営業利益220億円といたしました。

長期ビジョン ' Challenge Global to 2030 ' の実現に向けては、第一次中期経営計画（2024年度～2026年度）と第二次中期経営計画（2027年度～2030年度）に分け、まずは第一次中期経営計画を策定いたしました。第一次中期経営計画では、2026年度の数値目標を連結売上高1,610億円、営業利益165億円、ROIC 8%、ROE 9%と定め、下記の4つの重要戦略テーマにスピード感を持って取り組むことで、当社グループの企業価値向上に繋げてまいります。

① 国内外の市場開拓推進

国内においては、住宅市場での更なるシェアアップと、意匠性や施工性、環境性能を活かした非住宅市場開拓をより一層進めてまいります。非住宅市場開拓においては、主力である商業施設分野での異素材からの切替促進に加え、マンション分野でも新たに開発した工法を活かして新築、リフォーム需要獲得に注力してまいります。

また、海外においては、前中期経営計画期間に完工させた米国子会社Nichiha USA, Inc.の第二工場の生産を早期に軌道に乗せ、市場開拓を進めることで、事業拡大を実現させるとともに、豪州・アジア・欧州への拡販を進めてまいります。

② 収益性の向上

売上面においては、製品ラインナップの高付加価値品シフト、および施工用部材の開発販売強化により、販売対象物件1棟当たりの売上拡大を図ります。

生産面においては、物流2024年問題により増大している物流コスト等の削減のため、適地生産を拡大するとともに、合理化を目的とした設備改造、および労働人口減少に対応した省人化投資に取り組むことで、生産性向上を進めてまいります。また人件費を含むコストアップに対しては、適宜製品価格の見直しにも取り組んでまいります。

③ マテリアリティへの取組強化

CO₂削減につきましては、2030年度に排出量50%削減（2013年度比）、2050年にカーボンニュートラルを目標として掲げております。目標の達成に向けて生産工場における燃料転換の検討や太陽光発電の導入、全社的な省エネ活動等を進めてまいります。

また、人的資本投資につきましては、従業員が自身の成長を実感できる制度や環境づくりを推進し、中長期的な労働生産性の向上に繋げてまいります。

④ 資本政策

資本市場との対話を通じて、期待されている資本コストを把握した上で、資本コストを意識した資本収益性（ROIC、ROE）の目標を設定いたしました。

ROEの目標達成に向けては、稼ぐ力の向上に加えて、資本構成の適正化にも取り組みます。具体的には、稼ぎ出したキャッシュを設備投資と株主還元により優先的に振り向けることで自己資本が必要以上に積み上がることをコントロールいたします。

PBRについては、ROEの改善と資本コストの低減により、1倍を安定的に超える水準を目指してまいります。資本コストの低減に向けては、株主・投資家とのコミュニケーション充実化、マテリアリティへの取組、コンプライアンス・リスク管理（BCP含む。）強化等を進めてまいります。

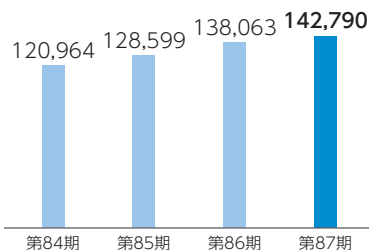
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況（連結ベース）

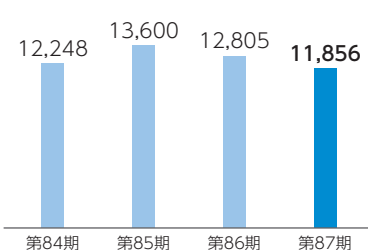
区 分	第84期	第85期	第86期	第87期
	2020年4月～ 2021年3月	2021年4月～ 2022年3月	2022年4月～ 2023年3月	2023年4月～ 2024年3月
売上高	120,964百万円	128,599百万円	138,063百万円	142,790百万円
経常利益	12,248百万円	13,600百万円	12,805百万円	11,856百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	8,902百万円	10,146百万円	9,037百万円	8,066百万円
1株当たり当期純利益	243円15銭	277円14銭	247円21銭	223円57銭
総資産	147,630百万円	161,845百万円	169,337百万円	175,688百万円
純資産	101,688百万円	111,177百万円	119,619百万円	126,303百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を前々連結会計年度（第85期）の期首から適用しており、その前年の連結会計年度（第84期）に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

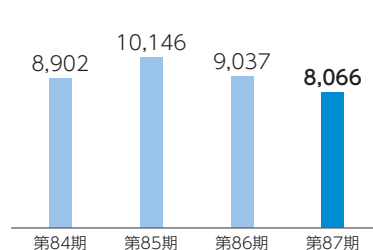
売上高 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ニチハマテックス株式会社	400百万円	100.00%	住宅用外壁材・繊維板の製造
高萩ニチハ株式会社	400	100.00	住宅用外壁材の製造
株式会社チューオー	180	100.00	住宅用外壁材・屋根材・外装部材の製造
Nichiha USA, Inc.	19,840 (200,000千米ドル)	100.00	住宅用外壁材の製造および販売
ニチハ装飾繊維セメント 壁板(嘉興)有限公司	2,825 (25,000千米ドル)	100.00	住宅用外壁材・外装部材の製造および販売

(注) 当社は、2023年12月22日開催の取締役会の決議に基づき、同月25日、住友商事株式会社その他1社が保有するNichiha USA, Inc.の株式全てを買い取りました。これにより、当社の出資比率は100%となりました。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、外装材事業に係る製品の製造販売を主な事業内容としているほか、繊維板事業・工事事業・F P事業（ウレタン断熱パネル事業）・その他事業を展開しております。

事業区分	主要製品
外装材事業	窯業系および金属系外壁材ならびに同関連製品、屋根材、耐火野地板、付属部材
その他	自動車内装用ボード、フロー養生板、住宅外装工事、注文住宅、住宅リフォーム、ウレタン断熱パネル

(注) 事業区分の「その他」に、繊維板事業・工事事業・F P事業・その他事業が含まれております。

(8) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

会社名	種別	所在地等
ニチハ株式会社	本店	名古屋市港区汐止町12番地
	本社事務所	名古屋市中区錦二丁目18番19号（三井住友銀行名古屋ビル）
	東京支店	東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号（ツカモトビル）
	営業所	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡のほか23か所
	工場	名古屋、いわき（福島県）、下関（山口県）
ニチハマテックス株式会社	本店	名古屋市中区
	本社	愛知県半田市
	工場	習志野（千葉県）、衣浦（愛知県半田市）、大江（名古屋市）
高萩ニチハ株式会社	本店	名古屋市中区
	本社・工場	茨城県高萩市
株式会社チューオー	本社	栃木県鹿沼市
	工場	鹿沼（栃木県）、若柳（宮城県栗原市）、熊谷（埼玉県）
Nichiha USA, Inc.	本社・工場	アメリカ合衆国ジョージア州
ニチハ装飾繊維セメント 壁板(嘉興)有限公司	本社・工場	中華人民共和国浙江省

(9) 従業員の状況 (連結ベース、2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
3,203名	76名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額 (連結ベース、2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,800 百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,458
農林中央金庫	1,904
株式会社三十三銀行	1,875

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、国および当社を含む石綿含有建材製造販売企業10～20数社を被告として、いずれも建設作業などに従事してアスベスト関連疾患に罹患したとする者などの原告らから、国に対しては国家賠償法に定める国家賠償責任に基づき、石綿含有建材製造販売企業に対しては民法に定める不法行為責任または製造物責任法に定める製造物責任に基づき、損害賠償を求める訴訟（建設アスベスト損害賠償請求訴訟）の提起を受けております。

当社といたしましては、原告らからの請求に対し、今後も法廷の場において適切に対応していく所存です。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 37,324,264株 |
| (3) 株主数 | 4,493名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,342 千株	12.25 %
銀 泉 株 式 会 社	2,617	7.38
住 友 林 業 株 式 会 社	2,572	7.26
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,709	4.82
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,597	4.51
S M B 建 材 株 式 会 社	1,292	3.65
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	1,103	3.11
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 4 4	1,054	2.97
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	957	2.70
伊 藤 忠 建 材 株 式 会 社	830	2.34

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,885,331株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、当事業年度において、株主還元の充実および資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、定款授權に基づく取締役会決議により、次のとおり自己の株式を取得いたしました。

	2023年7月31日開催の 取締役会の決議に基づく取得	2024年1月31日開催の 取締役会の決議に基づく取得
取得期間または取得日	2023年8月1日～ 2023年10月31日	2024年2月1日
取得した株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
取得した株式の総数	326,300株	583,200株
株式の取得価額の総額	999百万円	1,737百万円
取 得 方 法	東京証券取引所における 市場買付け	東京証券取引所の自己株式 立会外買付取引による買付け

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

① 取締役および監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	吉 岡 成 充	
取 締 役 専務執行役員	殿 井 一 史	経営企画部長、調達本部・財務部・環境室担当
取 締 役 専務執行役員	小 島 一 行	生産本部長、システム統括部・品質保証部・CS推進部・性能評価センター・安全推進室担当
取 締 役 常務執行役員	川 島 久 幸	営業本部長
取 締 役 上席執行役員	岡 宗 次	技術本部長、研究開発部担当
取 締 役	八 木 清 文	磯邊・高橋・八木法律事務所パートナー弁護士 三和機材株式会社社外監査役
取 締 役	田 尻 直 樹	
取 締 役	西 浩 明	西浩明公認会計士・税理士事務所所長
取 締 役	大 谷 和 子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
監 査 役 (常勤)	柴 田 佳 寛	
監 査 役 (常勤)	水 野 昭 彦	
監 査 役	杉 浦 勝 美	杉浦勝美税理士事務所所長 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授 株式会社K V K社外監査役
監 査 役	佐 々 木 健 次	佐々木健次公認会計士事務所所長 dep.FAS合同会社代表社員 木村工機株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社オービーシステム社外監査役
監 査 役	岩 本 吉 志 子	岩本公認会計士事務所所長 ネクサス監査法人代表社員

- (注) 1. 2023年6月23日開催の第86期定時株主総会において、岡 宗次、大谷和子の両氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 2023年6月23日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって、取締役河村好則氏は任期満了により退任いたしました。
3. 監査役杉浦勝美氏は、国税局において税務署長等を歴任し、税理士としての専門的な知識・経験も豊富で高い見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役佐々木健次氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験が豊富で高い見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役岩本吉志子氏は、公認会計士および税理士としての専門的な知識・経験が豊富で高い見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役のうち、八木清文、田尻直樹、西 浩明、大谷和子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役のうち、杉浦勝美、佐々木健次、岩本吉志子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 取締役八木清文、取締役田尻直樹、取締役西 浩明、取締役大谷和子、監査役杉浦勝美、監査役佐々

木健次、監査役岩本吉志子の各氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

7. 2023年10月1日付にて、下記のとおり取締役の担当が変更になりました。

地 位	氏 名	変 更 前	変 更 後
取 締 役 常 務 執 行 役 員	川 島 久 幸	営業本部長、サポートセンター担当	営業本部長

8. 2024年4月1日付にて、下記のとおり取締役の地位および担当が変更になりました。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 専 務 執 行 役 員	殿 井 一 史	経営企画部・調達本部・財務部・環境室担当
取 締 役 専 務 執 行 役 員	小 島 一 行	人事部・システム統括部・品質保証部・CS推進部・安全推進室・性能評価センター担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	岡 宗 次	技術本部長、研究開発部担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該社外取締役および当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度とする旨の契約を各社外取締役および各社外監査役との間で締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社およびその子会社の取締役、監査役としており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が役員として業務において行った行為（不作為を含む。）に起因して被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令に違反することを認識して行った行為や被保険者の犯罪行為等に該当する場合には填補されないなど、一定の免責事由を設けております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が当該決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、2024年5月9日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しに伴い、当該決定方針の内容変更の決議を行います。なお、変更後の当該決定方針に記載の譲渡制限付株式に関する報酬の内容については、第4号議案「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」（18頁参照）の承認可決を条件に変更するものです。

2021年5月7日の取締役会において決議した当該決定方針の内容および2024年5月9日開催の取締役会において決議する当該決定方針の内容は、次のとおりです。

2021年5月7日の取締役会決議

ア. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針について

取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、企業価値の持続的な向上を意識した経営を推進するため、月例定額報酬を基礎としつつ、各期における功労・業績等を勘案して定時株主総会後の一定の時期に賞与を支給するとともに、業績向上の意欲を高めるため株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）を採用し、8月の定時取締役会後の一定の時期に付与しております。

また、報酬水準の妥当性および報酬決定プロセスの透明性確保の観点から、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。この指名・報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の決定過程において取締役の報酬総額および部門間の業績評価を踏まえた報酬水準等について審議し、取締役会に対し答申を行います。

各報酬等の割合については、他社の報酬水準等を参考にしつつ、各取締役の責任や当社の業績向上に向けたインセンティブとしての機能に鑑み、標準的な業績の場合で、月例定額報酬約55～75%、賞与約20～35%、株式報酬型ストックオプション約5～15%を目安に配分しております。ただし、賞与は各期の功労・業績等により変動し、また株式報酬型ストックオプションは株価の影響を受けるため、前記の各報酬等の割合は変動する可能性があります。

なお、社外取締役はコーポレート・ガバナンスの要として経営監督等を行うため、月例定額報酬のみとしております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の算定方法について

取締役の月例定額報酬は、取締役・執行役員 の役位および常勤・非常勤の別を基準としております。また、取締役の賞与は月例定額報酬を基準としつつ各期における功労・業績等を勘案して加減算し、取締役の株式報酬型ストックオプションは株価および役位等を基準としております。

2024年5月9日の取締役会決議

ア. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針について

取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、企業価値の持続的な向上を意識した経営を推進するため、月例定額報酬を基礎としつつ、各期における業績評価等を勘案して定時株主総会後の一定の時期に賞与を支給するとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため譲渡制限付株式（非金銭報酬）を採用し、6月の定時取締役会後の一定の時期に付与します。

また、報酬水準の妥当性および報酬決定プロセスの透明性確保の観点から、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。この指名・報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の決定過程において取締役の報酬総額および部門間の業績評価を踏まえた報酬水準等について審議し、取締役会に対し答申を行います。

各報酬等の割合については、他社の報酬水準等を参考にしつつ、各取締役の責任や当社の業績向上に向けたインセンティブとしての機能に鑑み、標準的な業績の場合で、月例定額報酬約55～63%、賞与約24～30%、譲渡制限付株式約12～15%を目安に配分します。なお、賞与および譲渡制限付株式は各期の業績評価等により変動するほか、譲渡制限付株式は時価の影響を受けるため、前記の各報酬等の割合は変動する可能性があります。

なお、社外取締役はコーポレート・ガバナンスの要として経営監督等を行うため、月例定額報酬のみとしております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の算定方法について

取締役の月例定額報酬は、取締役・執行役員 の役位および常勤・非常勤の別を基準としております。また、取締役の賞与は月例定額報酬を基準としつつ各期における業績評価等を勘案して加減算し、取締役の譲渡制限付株式は付与時に係る時価を踏まえ、業績評価等を勘案し加減算します。

2021年5月7日の取締役会決議	2024年5月9日の取締役会決議
<p>ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法について</p> <p>取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会で決議された範囲内において、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役会からの授権を受けた代表取締役会長（代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長とする。）が各取締役の月例定額報酬および賞与の額を決定します。また、同様に取締役会が各取締役の株式報酬型ストックオプションの割当個数・割当日を決定しております。</p>	<p>ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法について</p> <p>取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会で決議された範囲内において、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役会からの授権を受けた代表取締役会長（代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長とする。）が各取締役の月例定額報酬および賞与の額を決定します。また、同様に取締役会が各取締役の譲渡制限付株式の割当株数・割当日を決定します。</p>

(注) 下線は変更部分を示します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役	263	182	54	26	10
監査役	40	40	－	－	5
合計 (うち、社外役員)	304 (41)	223 (41)	54 (－)	26 (－)	15 (7)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2012年6月26日開催の第75期定時株主総会において賞与を含め年額4億円以内と決議しております。なお、この報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給とおよび賞与は含んでおりません。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2008年6月25日開催の第71期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（非金銭報酬）に関する報酬等の額を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年間につき年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第57期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
3. 当社取締役会は、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（31頁参照）に基づき、代表取締役社長 社長執行役員吉岡成充氏に対し、当事業年度に係る各取締役の基本報酬および賞与の額の決定を委任しております。
- 委任した理由は、当社グループの業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を踏まえた報酬の額の決定を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。また、委任された内容の決定過程においては、指名・報酬諮問委員会においてその妥当性等について確認しております。
4. 上表には、取締役（社外取締役を除く。）に対する賞与の支給予定総額およびストックオプションの報酬額としての新株予約権の費用計上額を記載しております。
5. 上表には、2023年6月23日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬等を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 先	兼 職 の 内 容
取 締 役	八 木 清 文	磯 邊 ・ 高 橋 ・ 八 木 法 律 事 務 所	パ ー ト ナ ー 弁 護 士
	西 浩 明	西 浩 明 公 認 会 計 士 ・ 税 理 士 事 務 所	所 長
	大 谷 和 子	株 式 会 社 日 本 総 合 研 究 所	執 行 役 員 法 務 部 長
監 査 役	杉 浦 勝 美	杉 浦 勝 美 税 理 士 事 務 所	所 長
	佐 々 木 健 次	佐 々 木 健 次 公 認 会 計 士 事 務 所	所 長
		d e p . F A S 合 同 会 社	代 表 社 員
	岩 本 吉 志 子	岩 本 公 認 会 計 士 事 務 所	所 長
		ネ ク サ ス 監 査 法 人	代 表 社 員

(注) 当社は、いずれの兼職先との間においても取引関係を有していません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 先	兼 職 の 内 容
取 締 役	八 木 清 文	三 和 機 材 株 式 会 社	社 外 監 査 役
監 査 役	杉 浦 勝 美	名 古 屋 経 済 大 学 大 学 院	客 員 教 授
		株 式 会 社 K V K	社 外 監 査 役
	佐 々 木 健 次	木 村 工 機 株 式 会 社	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)
		株 式 会 社 オ ー ビ ー シ ス テ ム	社 外 監 査 役

(注) 当社は、いずれの兼職先との間においても取引関係を有していません。

③ 当事業年度における主な活動状況

ア. 社外取締役

地 位	氏 名	出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	八 木 清 文	取締役会12回中11回に出席し、弁護士としての専門的な知識・経験に基づいて、主に企業法務やコンプライアンスの観点から必要に応じ適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会3回すべてに出席し、客観的かつ中立的な立場で取締役候補・取締役報酬等の重要な事項について助言を行うなど、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。そして、随時各監査役とも意見交換を行っております。
	田 尻 直 樹	取締役会12回すべてに出席し、事業法人の経理部長・経営企画部長・取締役・監査役等としての経験に基づいて、主に企業経営の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会3回すべてに出席し、客観的かつ中立的な立場で取締役候補・取締役報酬等の重要な事項について助言を行うなど、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。そして、随時各監査役とも意見交換を行っております。
	西 浩 明	取締役会12回すべてに出席し、公認会計士・経営コンサルタントとしての経験に基づいて、主に企業経営および内部統制の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会3回すべてに出席し、客観的かつ中立的な立場で取締役候補・取締役報酬等の重要な事項について助言を行うなど、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。そして、随時各監査役とも意見交換を行っております。
	大 谷 和 子	2023年6月23日就任以降に開催された取締役会10回すべてに出席し、事業法人の法務部長としての経験やIT・デジタルに関する知識に基づいて、主に企業経営の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。また、2023年6月23日就任以降に開催された指名・報酬諮問委員会2回のいずれにも出席し、客観的かつ中立的な立場で取締役候補・取締役報酬等の重要な事項について助言を行うなど、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。そして、随時各監査役とも意見交換を行っております。

イ. 社外監査役

地 位	氏 名	出 席 状 況 お よ び 発 言 状 況
監 査 役	杉 浦 勝 美	取締役会12回および監査役会12回すべてに出席し、税理士としての専門的な知識・経験に基づいて、主に税務や会計の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各取締役とも意見交換を行っております。
	佐々木健次	取締役会12回および監査役会12回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験に基づいて、主に会計や企業経営の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各取締役とも意見交換を行っております。
	岩本吉志子	取締役会12回および監査役会12回すべてに出席し、公認会計士・税理士としての経験に基づいて、主に企業経営および内部統制の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各取締役とも意見交換を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 50,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 50,224千円

- (注) 1. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、サステナビリティ関連のアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、監査役が解任後最初に招集される株主総会において解任した旨と解任の理由の報告を行います。

また、会計監査人が会社法（前記第340条第1項各号以外の事由）、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、審議のうえ、株主総会に付議する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を当社監査役会が決定いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社グループの配当施策は、業績に応じた利益還元を基本としつつ、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

この基本方針のもと、当社は、当期において、連結配当性向を40%として運営してまいりましたが、株主還元をさらに充実させるべく、第88期（2024年4月～2025年3月）については連結配当性向を45%以上といたします。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	86,025	流動負債	32,982
現金及び預金	26,700	支払手形及び買掛金	16,057
受取手形及び売掛金	27,376	短期借入金	220
電子記録債権	1,810	1年内返済予定の長期借入金	3,000
商品及び製品	18,316	リース債務	106
仕掛品	3,609	未払費用	5,970
原材料及び貯蔵品	6,688	未払法人税等	1,941
その他の流動資産	1,554	賞与引当金	1,799
貸倒引当金	△ 30	役員賞与引当金	72
固定資産	89,662	製品保証引当金	90
有形固定資産	72,196	その他の流動負債	3,724
建物及び構築物	14,430	固定負債	16,401
機械装置及び運搬具	36,114	長期借入金	11,621
工具、器具及び備品	570	リース債務	199
土地	20,393	繰延税金負債	1,964
リース資産	258	役員退職慰労引当金	170
建設仮勘定	428	製品保証引当金	740
無形固定資産	634	退職給付に係る負債	1,334
リース資産	2	その他の固定負債	371
ソフトウェア	446	負債合計	49,384
その他の無形固定資産	186	(純資産の部)	
投資その他の資産	16,831	株主資本	113,577
投資有価証券	11,075	資本金	8,136
繰延税金資産	427	資本剰余金	10,944
退職給付に係る資産	1,733	利益剰余金	99,271
その他の投資その他の資産	3,622	自己株式	△ 4,775
貸倒引当金	△ 28	その他の包括利益累計額	12,949
資産合計	175,688	その他有価証券評価差額金	5,686
		為替換算調整勘定	6,040
		退職給付に係る調整累計額	1,222
		新株予約権	161
		非支配株主持分	△ 384
		純資産合計	126,303
		負債純資産合計	175,688

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
高価 上原 上 売	142,790
上原 上 売	92,050
総利益	50,740
販売費及び一般管理費 営業	40,534
営業利益	10,205
営業外収益	
受取利息	152
受取配当金	282
不動産賃貸料	88
為替差益	1,133
その他	229
	<u>1,885</u>
営業外費用	
支払利息	121
その他	112
経常利益	11,856
特別利益	
固定資産売却益	3
投資有価証券売却益	46
	<u>49</u>
特別損失	
固定資産除却損失	37
減損損失	379
	<u>417</u>
税金等調整前当期純利益	11,488
法人税、住民税及び事業税	2,863
法人税等調整額	515
当期純利益	8,109
非支配株主に帰属する当期純利益	42
親会社株主に帰属する当期純利益	8,066

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	66,346	流動負債	32,446
現金及び預金	12,898	電子記録債務	704
受取手形及び売掛金	27,414	買掛金	20,116
電子記録債権	1,602	1年内返済予定の長期借入金	3,000
商品及び製品	10,775	リース債務	91
仕掛品	1,152	未払金	659
原材料及び貯蔵品	3,393	未払費用	5,440
前払費用	303	未払法人税等	993
未収入金	2,192	預り金	152
短期貸付金	6,429	賞与引当金	920
その他の流動資産	209	役員賞与引当金	63
貸倒引当金	△ 25	製品保証引当金	17
固定資産	57,979	営業外電子記録債務	131
有形固定資産	26,204	その他の流動負債	156
建物	3,883	固定負債	14,121
構築物	446	長期借入金	11,621
機械及び装置	9,578	リース債務	166
車両運搬具	59	繰延税金負債	1,027
工具、器具及び備品	104	退職給付引当金	410
土地	11,572	役員退職慰労引当金	84
リース資産	215	製品保証引当金	740
建設仮勘定	344	その他の固定負債	70
無形固定資産	428	負債合計	46,568
借地権	11	(純資産の部)	
ソフトウェア	374	株主資本	72,283
リース資産	2	資本金	8,136
その他の無形固定資産	40	資本剰余金	11,125
投資その他の資産	31,345	資本準備金	11,122
投資有価証券	10,489	その他資本剰余金	2
関係会社株式	9,584	利益剰余金	57,797
関係会社出資金	3,436	利益準備金	768
長期貸付金	5,310	その他利益剰余金	57,028
長期前払費用	125	別途積立金	16,160
その他の投資その他の資産	3,164	繰越利益剰余金	40,868
貸倒引当金	△ 764	自己株式	△ 4,775
資産合計	124,326	評価・換算差額等	5,312
		その他有価証券評価差額金	5,312
		新株予約権	161
		純資産合計	77,757
		負債純資産合計	124,326

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高 価	112,441
売 上 原 価	78,249
売 上 総 利 益	34,191
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	30,401
営 業 利 益	3,789
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	304
受 取 配 当 金	1,264
不 動 産 賃 貸 料 益	139
為 替 差 益	1,216
そ の 他	331
	<u>3,255</u>
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	118
不 動 産 賃 貸 原 価	38
そ の 他	23
	<u>180</u>
経 常 利 益	6,865
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	2
投 資 有 価 証 券 売 却 益	46
	<u>49</u>
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	9
関 係 会 社 株 式 評 価 損	104
	<u>113</u>
税 引 前 当 期 純 利 益	6,800
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,631
法 人 税 等 調 整 額	81
	<u>1,713</u>
当 期 純 利 益	5,086

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

ニチハ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 細矢 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大門 亮介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチハ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチハ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

二チハ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細矢 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大門 亮介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、二チハ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役および内部監査室、有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表) およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築および運用状況に関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を内部監査室および有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月8日

二子八株式会社 監査役会

監査役(常勤)	柴田佳寛	Ⓔ
監査役(常勤)	水野昭彦	Ⓔ
社外監査役	杉浦勝美	Ⓔ
社外監査役	佐々木健次	Ⓔ
社外監査役	岩本吉志子	Ⓔ

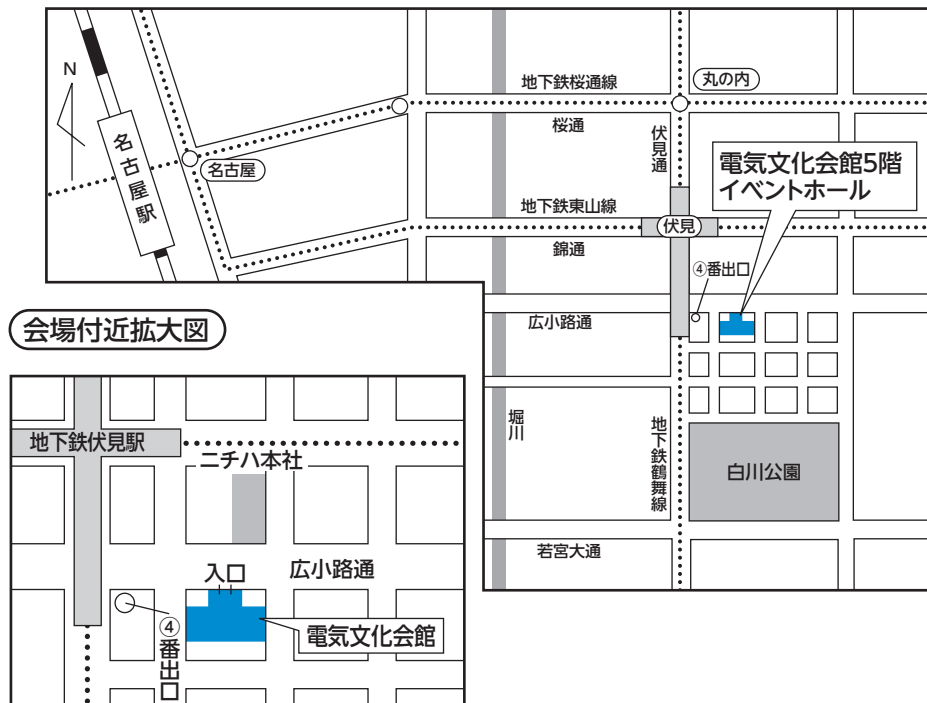
以上

株主総会会場ご案内略図

会場 名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階 イベントホール
電話 052-204-1133

交通 地下鉄「伏見」駅4番出口から東へ徒歩2分

※ 駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。